○財務省告示第百八十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月並びに一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業産品等の輸入額等が限度額等の五分の一を超えることとなった特恵受益国等、特定特恵鉱工業産品等及び月を次のとおり告示する。

平成二十二年五月三十一日

財務大臣　菅　**直**人

一　次表の上欄に掲げる関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第三の区分に応じ、次表の中欄に掲げる特定特恵鉱工業産品等及び同表の下欄に掲げる特恵受益国等

項名	特定特恵鉱工業産品等	特恵受益国等
一	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第二八二五・八〇号に掲げる物品のうち 三酸化アンチモン	中華人民共和国
二	関税率表第二八四九・一〇号に掲げる物品 関税率表第二八四九・九〇号に掲げる物品のうち 炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの 関税率表第二八五二・〇〇号の二の㈢に掲げる物品のうち 水銀の炭化物	中華人民共和国
五	関税率表第二九一八・一四号に掲げる物品	全特恵受益国等
六	関税率表第二九一八・一五号の一に掲げる物品	中華人民共和国
八	関税率表第三三〇一・二五号の一の㈡に掲げる物品	インド
一一	関税率表第三五〇五・一〇号の二又は第三五〇五・二〇号に掲げる物品	全特恵受益国等
一二	関税率表第三六・〇四項に掲げる物品	中華人民共和国
一四	関税率表第三〇〇六・九一号及び第三九二六・九〇号の二に掲げる物品のうち ストリップを織つたもの（両面をすべてプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）	中華人民共和国
一七	関税率表第四二〇二・一一号、第四二〇二・一二号、第四二〇二・二一号、第四二〇二・二二号、第四二〇二・三一号、第四二〇二・三二号、第四二〇二・九一号、第四二〇二・九二号又は第九六〇五・〇〇号に掲げる物品	全特恵受益国等
一九	関税率表第四二類に掲げる物品（関税率表第四二・〇三項に掲げる物品並びに第一七項及び第一八項に掲げるものを除く。）	中華人民共和国
二七	関税率表第四四〇九・二一号の一又は第四四二一・九〇号の一に掲げる物品	中華人民共和国
二九	関税率表第四四〇八・一〇号の二の㈠、第四四〇八・三一号の一、第四四〇八・三九号の一の㈠、三の㈠若しくは四の㈠、第四四〇八・九〇号の一の㈠若しくは二の㈠、第四四一二・一〇号の二、第四四一二・九四号、第四四一二・九九号又は第四四二〇・九〇号の一に掲げる物品	中華人民共和国
三一	関税率表第四四一九・〇〇号の一に掲げる物品	中華人民共和国
三四	関税率表第四六〇二・一一号、第四六〇二・一二号又は第四六〇二・一九号の一に掲げる物品	中華人民共和国
	関税率表第四六〇二・一九号の二に掲げる物品のうち 畳床以外のもの	
三八	関税率表第五一・〇七項に掲げる物品	中華人民共和国
三九	関税率表第五一一一・一一号の一、第五一一一・一九号の一、第五一一一・二〇号の一、第五一一一・三〇号の一、第五一一一・九〇号の一、第五一一二・一一号の一、第五一一二・二〇号の一、第五一一二・三〇号の一又は第五一一二・九〇号の一に掲げる物品	全特恵受益国等
四一	関税率表第五二・〇四項、第五二〇五・一一号の一、第五二〇五・一二号の一、第五二〇五・一三号の一、第五二〇五・一四号の一、第五二〇五・二一号の一、第五二〇五・二二号の一、第五二〇五・二三号の一、第五二〇五・二四号の一、第五二〇五・二七号の一、第五二〇五・三二号の一、第五二〇五・三三号の一、第五二〇五・三四号の一、第五二〇五・三五号の一、第五二〇五・三六号の一、第五二〇五・三七号の一、第五二〇五・三八号の一、第五二〇五・三九号の一、第五二〇五・四一号の一、第五二〇五・四二号の一、第五二〇五・四三号の一、第五二〇五・四四号の一、第五二〇五・四五号の一、第五二〇五・四六号の一、第五二〇五・四七号の一、第五二〇五・四八号の一、第五二〇五・四九号の一、第五二〇五・五一号の一、第五二〇五・五二号の一、第五二〇五・五三号の一、第五二〇五・五四号の一、第五二〇五・五五号の一、第五二〇五・五六号の一、第五二〇五・五七号の一、第五二〇五・五八号の一、第五二〇五・五九号の一、第五二〇五・六〇号の一、第五二〇五・六一号の一、第五二〇五・六二号の一、第五二〇五・六三号の一、第五二〇五・六四号の一、第五二〇五・六五号の一、第五二〇六・一一号の一、第五二〇六・一二号の一、第五二〇六・一三号の一、第五二〇六・一四号の一、第五二〇六・一五号の一、第五二〇六・一六号の一、第五二〇六・一七号の一、第五二〇六・一八号の一、第五二〇六・一九号の一、第五二〇六・二一号の一、第五二〇六・二二号の一、第五二〇六・二三号の一、第五二〇六・二四号の一、第五二〇六・二五号の一、第五二〇六・二六号の一、第五二〇六・二七号の一、第五二〇六・二八号の一、第五二〇六・二九号の一、第五二〇六・三〇号の一、第五二〇六・三一号の一、第五二〇六・三二号の一、第五二〇六・三三号の一、第五二〇六・三四号の一、第五二〇六・三五号の一、第五二〇六・三六号の一、第五二〇六・三七号の一、第五二〇六・三八号の一、第五二〇六・三九号の一、第五二〇六・四一号の一、第五二〇六・四二号の一、第五二〇六・四三号の一、第五二〇六・四四号の一、第五二〇六・四五号の一、第五二〇七・一〇号の一若しくは二の㈠、第五二〇七・九〇号の一若しくは二の㈠、第五八〇一・一九号又は第五八〇二・一〇〇号の一に掲げる物品	中華人民共和国
四二	関税率表第五三・〇九項又は第五三一・〇〇号の一に掲げる物品 関税率表第五三〇八・九〇号の二に掲げる物品のうち ラミー糸	中華人民共和国
四三	関税率表第五四〇二・二〇号の二の㈠、第五四〇二・三三号の二の㈠、第五四〇二・四六号の二の㈠、第五四〇二・四七号の二の㈠、第五四〇二・六二号の二の㈠又は第五四〇二・六三号の二の㈠に掲げる物品 関税率表第五四〇二・四四号の二の㈡に掲げる物品のうち ポリエステルのもの	中華人民共和国